№２０８　　２０２４年９月

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

今月の事故



保護帽（ヘルメット）は必ずかぶってね。
約束だよ。

１．事故の概要（就業中）＜1ヶ月以上６ヶ月未満＞

傾斜が 30 度以上ある法面に植わっていたハゼの木の剪定を行う際に、三脚を梯子のように木に立てかけて作業を行っていたところ、木が重みに耐え切れず根元付近から折れ、会員は倒れた木と三脚の上を滑り、高さ 6m弱下の地階に繋がるコンクリート階段へ滑落。脳挫傷などの重傷を負い、救急搬送された。なお、事故当時、ヘルメット・安全帯は未着用だった。

２．事故の原因

① 事故を起こした現場は、急斜面の法面で三脚を立てることができないため、そもそも扱ってはいけない樹木だった。
② 三脚メーカーは、三脚を折りたたんだまま木の幹や枝、塀などに立て掛けたり、水平にして使うことを禁止しているにも関わらず、事故会員はハゼの木に立て掛けて作業を行っていた。
③ 事故会員はヘルメット（安全帽）、墜落制止器具（安全帯）未着用で転落し、頭部を強打したため被害が甚大になった。

３．事故後のセンターの対応及び再発防止策

【センター】

【事故後の対応】

事故発生の翌々日に該当出張所の剪定班緊急会議を行い、事故の詳細を把握するとともに、再発防止策について協議した。また、安全・適正就業対策委員会において事案を共有した。

その後、再発防止策について全剪定就業会員に通知した。

【再発防止策】

① 全剪定業務就業会員から、剪定・安全適正就業基準の遵守等を記載した宣誓書を徴取。
② 剪定安全パトロール強化期間を７月～９月とし、抜き打ちによる安全パトロールを実施。
③ 安全パトロール時など、作業中のヘルメット（安全帽）、墜落制止器具（安全帯）未着用者を現認した場合は、安全・適正就業基準に基づく委員長からの指導として暫定的な就業停止を行う。
④ 会員による見積前に、発注があった現場の状況を出張所が安全の観点からチェックし、危険と判断した場合は、受注を断る。

【連合の再発防止策及びセンターへの指導】

・事故の第一報時、ヘルメット・安全帯の未着用、傾斜 30° 以上での作業は言語道断。センターとして根本的な対策を依頼した。
・7/31 実施した県連合会安全就業促進大会の安全宣言（要約：会員同士で注意し合う勇気と受け入れる謙虚さが必要である事。シルバー人材センターの基本理念の共助：共に助け合う）を会員に徹底させるよう要請した。

４．全シ協から

保護帽（ヘルメット）の装着については、徹底されつつありましたが、残念ながら、また起こってしまいました。安全就業ニュースで繰り返し掲載してきましたが、また、掲載せざるを得ません。以下について再度、徹底していただきますようお願いいたします。

❶剪定作業では、保護帽（ヘルメット））の装着を徹底してください。（㊟必須）また、あご紐はしっかり締め、ぐらつかないように着用してください。❷脚立・足場板を使用する場合は、墜落制止器具（安全帯）の装着も必須です。装着が難しい場合や地面同様の環境が確保できない場合は、お断りください。❸現場を確認の上、樹の高さ、太さ（できる限り地上作業にする、高さ太さの基準を現時点より低く設定する）など周辺の環境（アスファルトの道路、コンクリート、大きい石などがある場合の対策、断るなど）を確認し、受注する場合もそれぞれの就業会員の能力、体力に見合った仕事を提供してください。❹契約以外の就業を禁止❺複数人での作業体制を確立（事故の重大化を防ぐため、お互いが視認できる位置での体制の確立）❻脚立、梯子の上ではチェンソーの使用は禁止❼作業現場は整理整頓❽作業手順及び注意事項の作成❾作業別安全チェックシートでの確認などに十分気をつけていただき、会員、役職員皆様で安全、安心できる環境の確立をお願いします。（6 全シ協発第 69 号　令和 6 年 6 月 3 日付　令和 6 年度シルバー人材センター事業　安全・適正就業強化月間実施要領　参照）

令和６年８月（令和６年度）事故速報

（1）重　篤　事　故

８月は、４件の重篤事故の報告がありました。

８月までの累計でみると、令和５年度の１３件と比して令和６年度は１３件と同数となっています。また、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故では令和５年度の９件と比して２件の減少となっており、また就業途上は、前年度と比して２件の増加となりました。

８月報告分までの累計

	就業中・就業途上	件数	内訳				令和５年度同月累計					
			事故の程度		性別			計	事故の程度		性別	
			死亡	入院	男性	女性			死亡	入院	男性	女性
令和6年度累計	就業中	7(2)	6(2)	1(0)	6(1)	1(1)	就業中	9	6	3	8	1
	就業途上	6(2)	5(2)	1(0)	5(1)	1(1)	就業途上	4	3	1	2	2
	計	13(4)	11(4)	2(0)	11(2)	2(2)	計	13	9	4	10	3

（　　）は、当月分報告分

８月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
10	女 83 歳	途上 （死亡）	自宅から就業先へ向かう途中、自転車を押しながら信号のない交差点を横断していたところ左側からきた自動車に衝突し全身を打ちその後、死亡した。	—	—	自転車

No.	性別等	区分等	事故の状況	安全帽	安全帯	交通手段
11	女 80 歳	就業中 （死亡）	マンションの隣にオーナーの家があり、その敷地に格納してある掃除道具を返却するために庭に入った際、熱中症を発症し倒れた模様。庭は垣根で覆われており、外からは内部を窺うことはできず発見が遅れた。	―	―	―
12	男 77 歳	就業中 （死亡）	２連梯子の６段目あたりで伐採をしていた所、切った枝が自分のほうに落ちてきたので避けようとして転落した。ヘルメットは着用していたが、安全帯は腰に着用するも固定していなかった。一緒に作業をしていた会員が救急車を呼び、落下直後は体を動かさず安静にしながら会話をしていたが、救急車が到着するまでの間に意識がなくなり、救急車が到着した際には、心停止していた。	○	×	―
13	男 82 歳	途上 （死亡）	屋外清掃作業へ自転車で向かう途中、街灯もなく暗い道路の為ライトをつけていたが、下り坂で前日の風雨により散乱していた枝木に乗り上げ自転車ごと転倒した。暗闇の中で自転車のライトのみが頼りであり、更に下り坂と雨で道路及び枝木も濡れていた。	×	―	**自転車**

令和６年度　８月に報告のあった主な１ヶ月～６ヶ月未満の入院及び後遺障害の傷害事故

No.	分類	事故の内容	年齢	性別
1	草刈作業	急斜面での草刈機除草作業中、滑り止め防止の靴は履いていたが、高さ約1メートルあるコンクリート法面上部の足場にたまっていた刈取った草の上に乗ってしまい、足を滑らせ転落した。	75	男
2	剪定作業	4尺の脚立を使用してオリーブの木を剪定していたところ、脚立の足を固定するチェーンを掛け忘れており、地面がコンクリート舗装で少し傾斜があったことも重なって脚立の足が滑り開いて右踵から落下した。就業後痛みがあったので病院を受診したところ、右足踵の骨折と診断され入院し手術した。	81	男
3	剪定作業	高さ2mの剪定作業中にバランスを崩し三脚から転落した。三脚を後支柱を閉じたままで塀に立てかけ紐で固定しないで不安定な設置をしていた。安全帯、ヘルメット未装着	69	男
4	草刈作業	家庭の草刈り作業終了後、掃除をするため箒を取りに法面下へ降りようとして、足を踏み外し落下、背中を骨折した。	77	男
5	草刈作業	斜面の草刈作業中、3メートル付近から側溝に滑落し、背中にひびが入った。石を踏んでしまった。	79	男
6	剪定作業	樹木伐採作業中、脚立を使用し電動ハンドノコギリにてえだを切っていた時に態勢を崩し、高さ80cmから転落し、左踵骨関節内を骨折した。	75	男
7	剪定作業	学校敷地内で脚立にのり樹木の上部を剪定ばさみで剪定しようとし、前支柱を移動したときに不安定な場所にずれてバランスを崩し脚立から転落し右踵骨骨折・第二腰椎圧迫骨折した。	69	男

（2）１ケ月～６ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

８月は、就業中の事故 25 件、就業途上の事故 7 件と、合計 32 件であり、昨年度同月 28 件と比して４件の増加となっています。また、男女別では、男性は２６件で３件の増加、女性は６件で１件の増加となっています。

８月までの累計で比較してみると、昨年度の 120 件と比して、本年度は 109 件と 11 件の減少となっています。就業中・就業途上別にみると、就業中は 75 件で 13 件の減少となっており、就業途上は 34 件で２件の増加となっています。男女別では、男性は 2 件の増加となっており、女性は 13 件の減少となっています。

令和６年度８月分

	仕事の内容		事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢(歳)	
			８月	累計	８月	累計	８月	累計	８月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等		13(10)	29(38)	13(10)	29(38)	0(0)	0(0)	76	76
	除草作業		5(2)	20(16)	5(2)	19(14)	0(0)	1(2)	79	78
	屋内・屋外清掃作業		3(3)	13(15)	1(1)	7(5)	2(2)	6(10)	77	78
	その他		4(5)	13(19)	4(5)	12(15)	0(0)	1(4)	75	77
	計		25(20)	75(88)	23(18)	67(72)	2(2)	8(16)	77	77
就業途上	交通手段	徒歩	4(3)	8(13)	1(1)	5(6)	3(2)	3(7)	77	75
		自転車	2(5)	19(14)	2(4)	14(8)	0(1)	5(6)	78	79
		バイク	1(0)	6(4)	0(0)	3(1)	1(0)	3(3)	74	76
		自動車	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	—	82
		計	7(8)	34(32)	3(5)	23(16)	4(3)	11(16)	77	78
合　計			32(28)	109(120)	26(23)	90(88)	6(5)	19(32)	77	77

（　）は令和５年度同月の発生件数

「シルバー人材センター団体傷害保険に係る事故件数等報告書」については、事故の有無にかかわらず毎月８日までに必ず提出願います（平成 30 年４月 24 日付　事務局長通達により通知済）。（※安全就業の手引（第六改訂）Ｐ１０９～Ｐ１２９掲載）

※　シルバー団体傷害保険の支払いが確定した事故については、速やかに「シルバー団体傷害保険に係る事故件数等報告書」により報告し、報告漏れがないようお願いします。

草刈機での飛び石事故が多発しています。人に当たってしまったら大変ですよ。必ず飛散防止ネットを正しく設置して作業してくださいね。全シ協　ホームページ、会員専用ページ　リニューアルサイト　動画一覧もご覧くださいね。（DVDの貸出しも行っています。）



（３）　シルバー派遣事業における労働災害報告の事故（休業１ヶ月以上）

６月は仕事の分類では、「製品製造・加工処理の職業」３件「施設・ビル等の管理の職業」２件「一般事務の職業」「家庭生活支援サービスの職業」「その他のサービスの職業」「清掃の職業」が１件であり、合計９件でした。前年同月の 18 件と比べ９件の減少となっています。また、男女別では、男性は 12 件の減少となっており、女性は３件の増加となっています。

累計では、前年同月の 43 件と比べ 11 件の減少となっています。

なお、６月に死亡事故は１件でした。

令和６年度（６月分）

仕事の分類（中分類）	中分類コード	事故数（件）		男性（件）		女性（件）		平均年齢（歳）	
		6月	累計	6月	累計	6月	累計	6月	累計
社会福祉の専門的職業	16	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	—	—
教育の職業	19	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	64
その他の専門的職業	24	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	64
一般事務の職業	25	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	73	73
出荷・受付係事務員	27	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
営業・販売関連事務の職業	28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
外勤事務の職業	29	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
商品販売の職業	32	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	71
販売類似の職業	33	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
営業の職業	34	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
家庭生活支援サービスの職業	35	1 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	76	72
介護サービスの職業	36	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	
保健医療の職業	37	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	
生活衛生サービスの職業	38	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	80
飲食物調理の職業	39	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
接客・給士の職業	40	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
施設・ビル等の管理の職業	41	2 (0)	2 (2)	2 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	74	74
その他のサービスの職業	42	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (0)	73	74
農業の職業	46	0 (0)	2 (3)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	1 (0)	—	71
林業の職業	47	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）	49	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	50	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	52	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	—	—
製品製造・加工処理の職業	54	3 (0)	4 (1)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (1)	79	76
機械組立の職業	57	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
機械整備・修理の職業	60	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
製品検査の職業	62	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
生産関連・生産類似の職業	64	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
自動車運転の職業	66	0 (3)	1 (3)	0 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	—	72
建設の職業	71	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
採掘の職業	74	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
運搬の職業	75	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
清掃の職業	76	1 (1)	5 (1)	0 (1)	3 (1)	1 (0)	2 (0)	71	72
包装の職業	77	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	69
その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	0 (11)	8 (20)	0 (9)	7 (15)	0 (2)	1 (5)	—	72
計	—	9 (18)	32 (43)	3 (15)	17 (34)	6 (3)	15 (9)	75	72

（　　）は令和５年度同月の発生件数

令和6年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害（休業日数4日以上又は死亡）」、「派遣労働会員の通勤災害（休業日数4日以上又は死亡）」については、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害（業務・通勤ともに）が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。

（令和6年4月9日付　6全シ協発第11号により通知済）

◆令和５年度損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果◆

先般、「令和５年度損害賠償責任保険事故に係る調査について」（令和６年６月 11 日付　６全シ協発第 83 号）により、令和５年度に保険給付があった損害賠償金額が1件あたり20万円以上の事故調査依頼をお願いし、集計結果がまとまりましたので情報提供いたします。

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。感謝申し上げます。

令和5年度損害賠償責任保険事故(1件あたり20万円以上の事故)の件数は、710件（約3億3千万円）と昨年度より65件の増加となりました。発注者や地域の方々等に損害を与えることは、信頼を損なうばかりでなく、シルバー事業全体の信用にも係わります。傷害事故と同様、事故撲滅に努め安心安全な就業を実現するよう強くお願いいたします。

1　仕事の内容及び事故の型について

表1のとおり、毎年事故が最も多い仕事が「K_78A 除草、除草剤散布、草刈り」で 533 件（75.1%）、そのうち型別では「①飛散させた物で損壊」が 457 件（85.7%）で大部分を占め、次いで、刈払い機の刃が配管などに接触し破損させるなどの「②器具・用具を接触させて損壊」が 48 件（9.0%）となっています。

2 番目に事故の多い仕事は、「G_463 植木職、造園師」で 56 件（7.9%）で、そのうち型別では「②器具・用具を接触させて損壊」が 23 件（41.1%）、「④落下させて損壊」「その他の就業中の損壊」が 8 件（14.3%）の順となっています。

（表１）

仕事の内容 ＼事故の型	①飛散させた物で損壊	②器具・用具を接触させて損壊	③落下させて損壊	④倒したり、ぶつけたりして損壊	⑤焼却処理の際焼損	⑥汚損・変質	⑦自動車・機械・用具等の誤操作	⑧運搬・搬出中に損壊	⑨その他の就業中の損壊	⑩その他の途上の損壊	合計	比率（%）
B_092土木技術者		1		1							2	0.3
B_119その他の技術者	2	1		1		1					5	0.7
B_249他に分類されない専門的職業				2					1		3	0.4
B_259その他の一般事務の職業									1		1	0.1
B_281営業・販売事務員		1									1	0.1
B_323小売店販売員									1		1	0.1
B_35Dその他の福祉サービス								1			1	0.1
E_351家政婦_夫_家事手伝		2							1		3	0.4
E_414駐車場・駐輪場管理人		1					2		1		4	0.6
E_419その他の居住施設・ビル等の管理の職業							1			1	2	0.3
E_429他に分類されないサービスの職業	3	1	1	2			1		1		9	1.3
F_459他に分類されない保安の職業	1										1	0.1
G_461農耕作業員	2										2	0.3
G_463植木職_造園師	5	23	8	7		1	3		8	1	56	7.9

G_469その他の農業の職業	1								1		2	0.3
G_472伐木・造材・集材作業員	2	3	1	2					2		10	1.4
G_479その他の林業の職業	2			1					2	1	6	0.8
H_569その他の製品製造・加工処理の職業_金属材料製造_金属加工_金属溶接・溶断を除く				1							1	0.1
H_669その他の自動車運転の職業							1				1	0.1
K_753陸上荷役・運搬作業員								1			1	0.1
K_756荷造作業員		1									1	0.1
K_761ビル・建物清掃員			3	1		1			1		6	0.8
K_762ハウスクリーニング作業員						1					1	0.1
K_763道路・公園清掃員	1			1							2	0.3
K_764ごみ収集・し尿汲取作業員		1									1	0.1
K_769その他の清掃の職業	2	1	4	1					1		9	1.3
K_771製品包装作業員				1							1	0.1
K_782軽作業員	4	4		8		1			2		19	2.7
K_789他に分類されない運搬_清掃_包装等の職業	3	5		6		1	7	1	2		25	3.5
K_78A除草_除草剤散布_草刈り	457	48	5	6	1	1	3	4	7	1	533	75.1
合計	485	93	22	41	1	7	18	7	32	4	710	100.0
比率(%)	68.3	13.1	3.1	5.8	0.1	1.0	2.5	1.0	4.5	0.6	100.0	
令和4年度合計	443	96	16	43	1	3	15	6	20	2	645	-
令和3年度合計	385	86	23	55	0	9	19	6	27	1	611	-

2 保険金額等について

表2のとおり、「20 万円以上 50 万円未満」が 552 件(77.7%)と突出しています。
続いて「50 万円以上 75 万円未満」が 80 件(11.3%)となっており、3番目に「75 万円以上 100 万円未満」が 41 件(5.8%)、「100 万円以上 200 万円未満」が 26 件(3.7%)、「200 万円以上 300 万円未満」7 件(1.0%)となっています。「300 万円以上」の事故については 4 件(0.6%)となり、昨年度の 1 件より 3 件の増加となっています。 (表2)

仕事の内容 ＼保険金額等	20万円以上 50万円未満	50万円以上 75万円未満	75万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円 以上	合 計
B_092土木技術者	2						2
B_119その他の技術者	3	2					5
B_249他に分類されない専門的職業	3						3
B_259その他の一般事務の職業			1				1
B_281営業・販売事務員	1						1
B_323小売店販売員	1						1

B_35Dその他の福祉サービス	1						1
E_351家政婦_夫_家事手伝	2	1					3
E_414駐車場･駐輪場管理人	3	1					4
E_419その他の居住施設･ビル等の管理の職業	1			1			2
E_429他に分類されないサービスの職業	9						9
F_459他に分類されない保安の職業		1					1
G_461農耕作業員	2						2
G_463植木職_造園師	48	6		2			56
G_469その他の農業の職業	2						2
G_472伐木･造材･集材作業員	8		2				10
G_479その他の林業の職業	4	1		1			6
H_569その他の製品製造･加工処理の職業_金属材料製造_金属加工_金属溶接･溶断を除く	1						1
H_669その他の自動車運転の職業	1						1
K_753陸上荷役･運搬作業員	1						1
K_756荷造作業員	1						1
K_761ビル･建物清掃員	6						6
K_762ハウスクリーニング作業員	1						1
K_763道路･公園清掃員	2						2
K_764ごみ収集･し尿汲取作業員		1					1
K_769その他の清掃の職業	7	2					9
K_771製品包装作業員			1				1
K_782軽作業員	17	1	1				19
K_789他に分類されない運搬_清掃_包装等の職業	16	3	2	2	1	1	25
K_78A除草_除草剤散布_草刈り	409	61	34	20	6	3	533
合計	552	80	41	26	7	4	710
比率(%)	77.7	11.3	5.8	3.7	1.0	0.6	100.0
令和4年度合計	493	77	36	33	5	1	645
令和3年度合計	454	88	29	25	11	4	611

3　年齢別状況

表3のとおり、事故を起こした者の年齢別状況は、「70～74 歳」が 33.0%と最も多く、次いで、「75～79 歳」が 31.8%、「80～84 歳」が 18.3%となっています。　(表3)

年齢	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	84~89歳	合計
男性	11	88	227	220	128	19	693
女性	0	2	7	6	2	0	17
計	11	90	234	226	130	19	710
比率（%）	1.5%	12.7%	33.0%	31.8%	18.3%	2.7%	100.0%

4　事故の発生原因

主なものを記載すると以下のとおりです。

① 飛散防止ネットの未設置。（過信と油断）

② 飛散防止ネットを使用していたが隙間をすり抜けて小石が飛び抜けた。

③ 飛散防止ネットの高さ不足と、刈払機とネットの距離が離れ過ぎていた。

④ 就業場所の周囲の状況の確認不足。(地表などにケーブル、配管などないかの確認不足)

⑤ 作業現場から駐車場まで15m離れていたためネットは必要ないと判断。

⑥ 基本事項の不徹底、安全意識の欠如。（周囲の状況の確認不足）

⑦ 飛びにくい刃の未使用。（正しい刃の選択）

⑧ 発注者との作業前の調整不足。（会員同士の意思疎通不足）

⑨ 道具等を片付けなかった。（整理整頓）

⑩ 器具の誤使用。（技術が未熟であった）

5　事故後の対応

主なものを記載すると以下のとおりです。

① 発注者から報告を受け、本人への聞き取り、発注者への謝罪を行った。

② 職群班の会員を集めて注意喚起を行った。

③ 安全就業委員と除草作業班会員との就業場所の確認

④ 会員に対して就業場所の安全確認や周囲の状況を把握し、安全就業対策を怠らないように周知した。

⑤ 会員に対して、住宅や車両に接近しなければならない作業では、飛散防護ネットを必ず使用し、飛散による事故防止を図るように指導した。

⑥ 飛散防護ネットの使用方法を徹底指導した。

6　再発防止策

主なものを記載すると以下のとおりです。

① 安全就業委員会に事故の報告を行い、委員会で原因究明（検証）し安全就業推進計画を作成。

② 安全就業研修会・安全講習会を開催。

③ 安全就業パトロールの実施回数を増やし、抜き打ちパトロールの実施。

④ 作業前と作業後の現場確認と作業前ミーティングの徹底を図った。

⑤ 作業会員に対して、安全就業基準において飛散防止ネット等を必ず設置（義務化）することとした。（うっかり、手抜き（横着）の禁止）

⑥ 飛び石の少ない道具（低速上下刃逆回転ハサミ刈り草刈刃）の使用の徹底を図る。

⑦ 草を５ｃｍ程度刈り残すこととした。（高刈り）手で刈ること。

⑧ 作業を実施する際には必ず駐車車両を撤去してもらうことを指導しルールを徹底させた。（歩行者、車輛が近くにきた場合は、作業を停止する）

⑨ 作業前後に安全チェックシートにより確認する。

⑩ ナイロンコードの使用を禁止した。（場所等によって刃の使い分け、手刈の選択の徹底）

⑪ 刈払機の作業は、原則、複数人で行う。

7　まとめ（損害賠償責任保険の財政がピンチです。）

損害賠償責任保険の事故は、今年度も増加してしまいました。毎年度、ほぼ同様の理由で事故が繰り返されています。今年も、作業場所の周囲の状況の確認不足、作業中の不注意が原因となっている場合が多く見受けられました。注意次第で事故の発生を防ぐことができる事故です。事前に就業場所の安全確認や周囲の状況把握を行うことが肝要です。

特に、賠償事故の７割弱が除草作業等における「飛散させた物で損壊」です。

会員さんの中には、「いちいち飛散防止ネットをするのは面倒、なくても大丈夫！」「どうせ保険で対応してくれるから」と思われている方はいませんか？人に当たってしまったら大変なことで、後悔しても間に合いません。このまま賠償保険金の支払いが多額になると保険財政が破綻し、就業自体ができなくなる可能性があります。

必ず、㊟飛散防止ネット等の正しい設置、高刈り（５ｃｍ程度残す）、低速上下刃逆回転ハサミ刈草刈り刃等の使用など各センターで今一度、取組の現状（ルールなど）を再確認し必要な対応をお願いいたします。

また、道具(三脚等)の不安全な設置、器具の誤使用なども原因となっている場合もあります。作業に慣れてきた会員の不注意による事故も見受けられますので、作業時は十分に注意をしていただきますようお願いします。

使用する器具・道具類の事前の確認と点検も怠らないように日頃から習慣付けてください。

編　集　後　記

9月になっても猛暑は収まらず、全国各地で猛暑日や真夏日、最高気温の記録更新が相次ぎましたが、みなさま体調を崩されたりされていませんか。暑さ寒さも彼岸までではなかったの？とお彼岸に入っても暑さの続いた東京ですが、急に涼しくなりました。 そして今年も今月 21 日から「秋の全国交通安全運動」が始まりました。今年の重点項目は「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」、「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール順守の徹底」ですが、日没 30 分前には点灯し、自転車運転中はヘルメットを被り、歩行中は横断歩道以外の横断はせず、十分気をつけて事故を起こさないよう、遭わないようにお願いします。高齢者、高齢運転者の交通事故防止のためには、加齢等に伴う自身の身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等）を認識することが一番大切と言われています。これは交通事故に限らず、就業中にも言えることで、自分はまだまだ若い、自分には関係ない、自分だけは大丈夫と過信することなく、細心の注意を払ってすべての事故遭わないよう気をつけるようにしてください。（松山）

先日スポーツジムで身体を動かしていたら、次から次へと私が若かりし頃の曲ばかり流れ、スタッフに尋ねると今月は「懐メロ特集」とのことでした。ちょうどサザンオールスターズの「愛の言霊」が聞こえてきたので、言霊について触れてみたいと思います。「どうせダメとか出来ないとか悪いことばかり言うと本当にそうなっちゃうよ。いつも楽しい明るい言葉を発していれば、何でもちゃんと上手くいくんだよ。」35 年前に逝去した祖母の言葉です。なるほどと思い、時々思い出しています。良いことを口にしていれば幸運に恵まれるという言霊の威力は、日本古来から現代まで広く伝わっています。使い方としては、明るい響きのある言葉を選ぶようにし、ネガティブな言葉をポジティブに変えるだけで随分と気分は違うのではないでしょうか。発した言葉が本当にそのまま現実になるとは限りませんが、大河ドラマなどを観ても、古来より言葉に人を動かす力があると信じられてきたことが描かれています。言葉は少なからず私達の意識に働きかけ、言葉がきっかけで意識が上向く時もあれば、その反対にも作用します。できるだけ美しい言葉、思いやりのある言葉を使うことで、自分も周りも明るくなるのは間違いありません。冒頭にもどりますが私にとっての「懐メロ」とは千昌夫とか三波春夫！であり、いまジムで流れている曲のどこが懐メロなんだ！私ももう懐メロ世代なのか!と少しショックを受けましたが、時代はどんどん流れているのですね。皆様も時代に乗り遅れぬように、明るく明るく前を向いていきましょう。（髙木）